

建築基準法、建築物省エネ法等における諸手続きの

申請手数料の納付方法 が変更となります

令和7年9月30日をもって、富山県収入証紙の販売が終了します。令和7年10月1日以降の建築基準法、建築物省エネ法、都市計画法（開発許可関係）、長期優良住宅法、エコまち法における諸手続きの申請手数料の納付方法は、**①オンライン納付** または **②窓口納付** のいずれかからお選びください。

●納付方法

① オンライン納付

富山県電子申請サービスを使用してオンラインで手数料を納付することができます。

【支払方法】クレジットカード、Pay-easy

※Pay-easy（ペイジー）とは、インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用して支払いができる決済方法です。ご利用可能な金融機関にインターネット・モバイルバンキング口座をお持ちの方のみご利用になれます。

② 窓口納付

富山県庁舎や警察署などに設置されている手数料収納窓口で手数料を納付することができます。

【支払方法】クレジットカード、コード決済、電子マネー、現金

【設置場所】富山県運転免許センター、各警察署（14か所）、富山県庁 など

※窓口設置場所や開設時間などの詳細は、県出納課ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/shoshi/20241212.html>

●申請方法と納付方法の組み合わせ

申請方法と納付方法の組み合わせは、次のパターンA～Cです。

		納付方法	
		① オンライン納付	② 窓口納付
申請方法	電子申請 （富山県電子申請サービスまたはICBA電子申請受付システムでの申請書類の提出）	A	—
	紙申請 （市町村窓口への申請書類の提出）	B	C

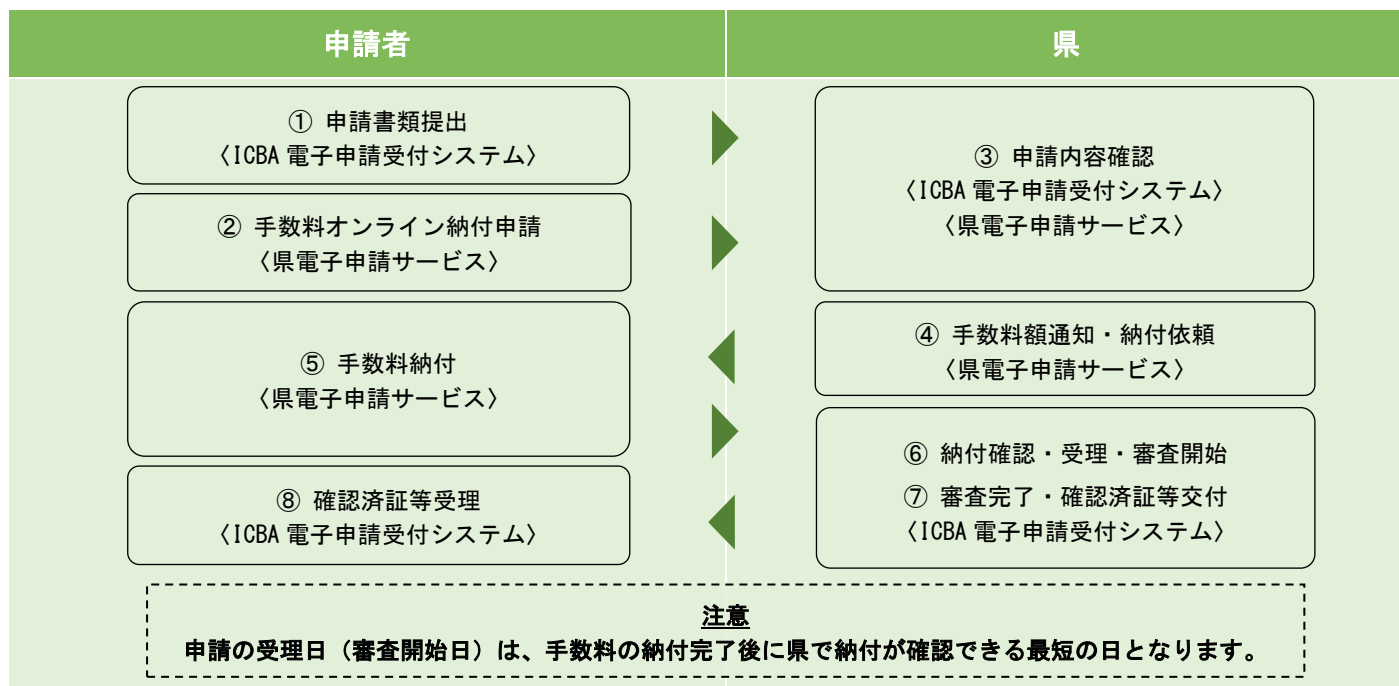
※電子申請（A）の可否は各手続きにより異なります。

※オンライン納付の場合、申請の受理日（審査開始日）は、手数料の納付完了後に県で納付が確認できる最短の日となります。納付依頼が届いたら、速やかに支払いの手続きをお願いします。

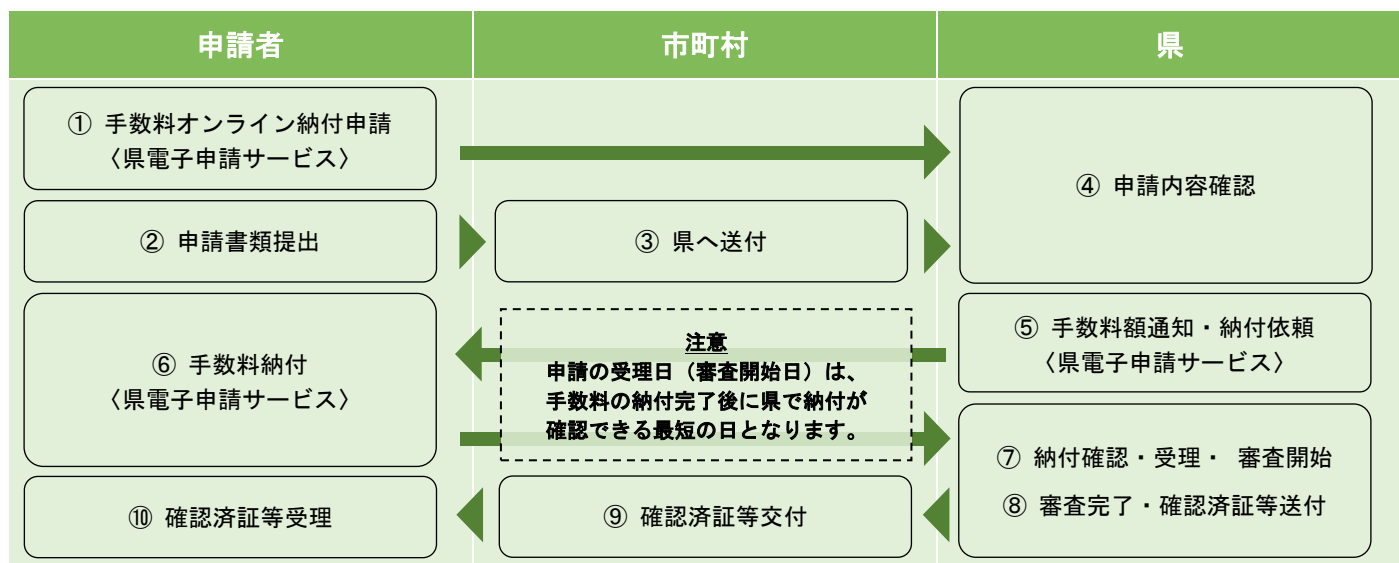
●手続きの流れ

各パターンの手続きの流れは次のとおりです。

【パターンA】（電子申請×オンライン納付） ※電子申請の方法は各手続きの案内をご覧ください。



【パターンB】（紙申請×オンライン納付）



【パターンC】（紙申請×窓口納付）



お問い合わせ先

富山県土木部建築住宅課建築指導係 TEL：076-444-3356

※申請内容のご相談は、各土木センター建築課へお問い合わせください